

# 事業者の皆様へ

(福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市からのお知らせ)

## 簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。またそれ以降も工場等に設けたエレベーターにおいて重大事故が発生しております。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、姫路市の死亡事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している4市又は県の担当部署までお願いします。

### 工場等に設置される

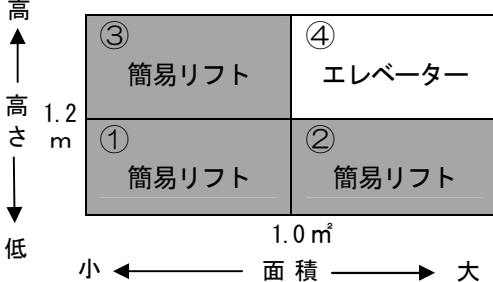

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、原則として、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
北九州市	北九州市建築都市局指導部 建築審査課（確認・検査に関する問い合わせ） 建築指導課（定期報告に関する問い合わせ）	093-582-2539 093-582-2531
福岡市	福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課	092-711-4583
久留米市	久留米市都市建設部建築指導課	0942-30-9089
大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797
上記以外の の県内	福岡県建築都市部建築指導課	092-643-3722

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</li> </ul>  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>